

京都市告示第527号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年1月20日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
有限会社 三栗商事	児童発達支援, 放課後等デイ サービス	わいわいルーム 2650500016	京都市南区東九条烏 丸町35番地	平成28年9月 30日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)